

介護保険施設等連携往診加算について

- 当院は、介護保険施設等の協力医療機関として定められており、これら介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変等に対応しています。
- 協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称

特別養護老人ホーム 大田翔裕園